

令和2年7月7日

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会  
大阪市立東淀中学校  
校長 大政 和彦

## 水泳の授業について

保護者の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申しあげます。平素は、大阪市の学校教育の推進にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

今年度の水泳につきまして、文部科学省の通知では、「学校プールについては、学校環境衛生基準（平成30年文部科学省告示第60号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低い」と指摘されております。

しかしながら、教育委員会では、今年度は小学校5年生以上で水泳授業を取り扱うこととし、幼稚園及び小学校1～4年生については、幼児児童の発達段階や学習指導要領における水泳運動（水遊び、プール活動）の学習内容において、水遊びや初步的な泳ぎの活動・学習の中で幼児児童同士の距離が近くなりやすく、感染拡大防止対策の徹底が難しいと考えられることから、水泳授業（プール活動）を実施しないこととしています。

これを受け、本校では、生徒の健康と安全を第一に考え、男女別に授業を行い、密集・密接の場面を避けるなどの感染防止対策を講じたうえで、**実施すること**とします。ご家庭で毎朝体温を測り健康観察をしていただくとともに、学校医や保護者と連携して生徒の健康状態を把握する、学校環境衛生基準に基づき適切にプールを管理する、更衣場所やプール内・プールサイドでの密集・密接を避けるなどの感染拡大防止対策を徹底することを前提に、生徒の健康状態を踏まえながら授業内容を精選することによって、実施が可能であると判断しました。

なお、入水については、「感染リスク」を心配する生徒や保護者の気持ちに寄り添うとともに、強制にならないよう配慮し、入水できなかつた場合の授業及び評価の取扱いについては、生徒に不利益が生じないように配慮いたします。

つきましては、保護者の皆様には、趣旨をご理解のうえ、生徒の水泳の授業への参加について、十分健康状態をご確認いただき、少しでも気になることがあれば、学校へ申し出ていただきますようお願ひいたします。